

# 社会的障壁とは？

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**  
(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度** (利用しにくい制度など)
- ③ **慣行** (障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念** (障がいのある方への偏見など)



例 街中の段差  
3cm程度の段差で  
車椅子は進めなく  
なります。



例 書類  
難しい漢字ばかり  
だと理解しづらい  
人もいます。



例 ホームページ  
すべてが画像だと  
読み上げソフトは  
機能しません。

## 本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	<b>法的 義務</b> 障がい者に対し、合理的 配慮を行わなければなり ません。
民間事業者 <sup>(※)</sup> <small>※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。</small>	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	<b>努力 義務</b> 障がい者に対し、合理的 配慮を行うよう努めなけ ればなりません。

## 障害者差別解消法 Q & A

- Q** 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。
- A** どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。  
典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。
- Q** 日常生活の中で個人的に障がいのある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？
- A** 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。  
この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障がいのある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。
- Q** 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？
- A** 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。  
この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。